

福岡県公共図書館等協議会雑誌分担保存に関する協定書

福岡県公共図書館等協議会は、加盟館が所蔵する雑誌の有効な利用を目的として相互に協力し、保存を分担する協定を締結する。

(分担保存雑誌)

第1条 加盟館の分担保存雑誌は別表に定めるとおりとする。

(保管・収集)

第2条 分担館は、分担保存雑誌については責任を持って保管し、収集に努める。

(保存の方法)

第3条 分担保存雑誌は、原則として現物保存し、保存方法について変更が生じた場合は、福岡県公共図書館等協議会事務局（以下「事務局」という。）に連絡する。

2 前項の連絡を受けた事務局は、その旨を他の加盟館に連絡する。

(県立図書館の協力)

第4条 加盟館の分担保存雑誌で、保管が不可能になったときは、県立図書館がその全部または一部を保管する。

(分担保存の調整)

第5条 加盟館が自館の分担保存雑誌以外の雑誌を廃棄しようとするときは、それが他の加盟館の分担保存雑誌である場合は事務局に連絡し、協力して欠号・破損等の補充の便をはかる。

2 加盟館が分担保存雑誌の購入等を中止しようとするときは、事務局に連絡する。

3 前2項の連絡を受けた事務局は、その旨を他の加盟館に連絡するとともに、適当な調整事務を行う。

4 事務局は、加盟館に対して定期的に永久保存雑誌及び新規収集雑誌の調査を行い、新たな分担保存タイトルや担当館の設定、担当タイトルの変更や廃止の承認について調整を行い、当該年度の委員会に諮り、承認を得る。

5 事務局は、協定書別表について、所蔵館の名称や所蔵事項（巻号名、期間、欠号等）の変更等による修正を、事項発生（判明）時点において、事務局長決裁で行う。

(分担保存雑誌の利用)

第6条 分担保存雑誌の利用については、福岡県公共図書館相互貸借規定の定めるところによる。

(連絡協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度連絡協議をする。

	昭和57年	6月	9日
改正	平成2年	6月19日	
改正	平成17年	3月31日	
改正	平成20年	6月	4日
改正	平成24年	5月11日	
改正	令和2年	7月	3日
改正	令和7年	4月	1日

福岡県公共図書館等協議会雑誌分担保存実施細目

(目的)

第1条 この細目は、「福岡県公共図書館等協議会雑誌分担保存に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、分担館が責任を持って収集・保管する協力体制を維持するために必要なことを定めることを目的とする。

(協定書等の引継ぎ)

第2条 福岡県公共図書館等協議会事務局(以下「事務局」という。)は、年度当初に協定書等を各分担館へ送付する。

2 各分担館は協定書等を確認し、確認書(様式第1号)を事務局へ提出する。

(分担保存の中止)

第3条 分担館が分担保存雑誌の購入等を中止しようとするときは、事前に、理由等を記した分担保存中止申請書(任意)を事務局に提出する。

第4条 分担館が分担保存雑誌の収集・保存等を中止しようとするときは、所属する地区の他の加盟館が分担保存雑誌を継承するよう努める。

2 地区の委員は、地区内に分担保存雑誌を中止しようとする図書館がある場合、該当雑誌の継承先の調整をするよう努める。

3 ただし、同じ地区内に分担保存雑誌を継承する図書館がなく、他地区に分担保存雑誌を継承する図書館があった場合は、事務局によって調整する。

第5条 前4条3項の調整がまとまらなかった場合、委員会、理事会または総会で協議を行い調整する。

第6条 分担保存中止申請書を提出した図書館は、第4条または第5条の結果が出るまで、該当雑誌を廃棄してはならない。

(分担雑誌の完結)

第7条 分担館が収集している分担保存雑誌が、完結または休刊になった場合は、保存のみ継続するよう努める。

2 前項の保存ができなくなった場合は、委員会、理事会または総会で協議を行い調整する。

3 分担館が分担保存雑誌の収集のみ中止する場合も、同じ取り扱いとする。

(附則)

この実施細目は、平成20年 6月 4日から適用する。

この実施細目は、令和 2年 7月 3日から適用する。

福岡県公共図書館等協議会

雑誌分担保存確認書

令和 年 月 日

福岡県公共図書館等協議会長 殿

図書館名
館 長 名
担当者名

当館は、福岡県公共図書館等協議会加盟館が所蔵する雑誌の有効な利用のため、下記雑誌の分担保存を継続します。

記

分担雑誌

番号	雑 誌 名	所 蔵 期 間	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			